

運営：特定非営利活動法人輝HIKARI

当団体は、障がいのある方々へ支援をされている、全国各地の皆様と交流を重ねています。そこで学んだ、地域の特性をいかした「良き支援」を取り入れ、共助の心を大切に、我が地域にも相互共有を行っています。また、当団体にご縁をされる全ての方々が「ひかり輝き」、住み慣れたまちで「自分らしく生きる」ことを応援しています。

【特定非営利活動法人 輝HIKARI 本部】

さいたま市見沼区大和田町1-958-1 KCC3ビル3階
TEL:048-675-2800 FAX:048-610-8743

その他 事業所案内

放課後等デイサービス

輝HIKARI志木

埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
TEL : 048-475-4065 FAX : 048-475-4066



輝HIKARIさいたま

さいたま市見沼区丸ヶ崎町 7-1
細井第2ビル1階
TEL : 048-793-4148 FAX : 048-793-4149



多機能型事業所CoCoRear

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL : 048-485-8034 FAX : 048-485-8134



輝HIKARIみらい

さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 2階
TEL : 048-812-8757 FAX : 048-812-8759



児童発達支援

CoCoRearはく

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL : 048-487-7526 FAX : 048-487-7536



相談支援事業所

相談室 HIKARI

埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
(輝 HIKARI 志木内)
TEL : 048-486-9250
FAX : 048-486-9260



埼玉県蓮田市蓮田 3-84-2
TEL : 048-765-1260
FAX : 048-765-1261

「ひかり輝き」、住み慣れたまちで「自分らしく生きる」ことを応援しています。

跳び箱やブランコ、公園遊具での遊びが苦手な未就学児童を対象に、体幹やバランス感覚をサポートする運動型療育に特化した児童発達支援事業所です。

国家資格を持つスタッフが、親御さんと一緒に、お子さまが持っている、発達と成長の可能性を一緒にサポートをいたします。



事業所概要

事業所名	輝 HIKARI みらいキッズ (ひかりみらいキッズ)
所在地	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 1階
TEL/FAX	TEL : 048-812-8167 FAX : 048-812-8169
ホームページ	http://miraikids.support-hikari.net/
E-mail	miraikids@support-hikari.net



こころとからだの成長を応援する
「生活支援」×「運動型」療育施設

児童発達支援

輝HIKARI みらい キッズ

ひとりひとりに寄り添い、ひかり輝く未来へ！
お子さまは遊びを通して世界を知ります。
できる「よろこび」や、楽しい「気持ち」を一緒に共有していきます。

ご利用案内

ひとりひとりに寄り添い、ひかり輝く未来へ！
 お子さまは遊びを通して世界を知ります。
 できる「よろこび」や、楽しい「気持ち」を一緒に共有していきます。



個別・小集団での活動

NOTE

同じ年齢や、近い年齢の未就学児童の子どもたちと共に、小集団による社会性を学ぶ活動や遊びを支援します。

Study



創作活動

好きなことを楽しみながら、夢中になって取り組むことから、絵画・工作活動など、個性を引き出せる機会を提供します。

Creative



運動療育

専門スタッフが、体幹やバランス感覚の課題や成長をサポートし、感覚統合遊具を通して、楽しみながら運動能力や集中力を引き出します。

Sports



生活動作・学習支援

食器の使い方や、鉛筆の持ち方、文字の練習など、できる限りの支援を行います。

Social Skill



ご利用の流れ

①見学・面談

お子さまと一緒に見学にお越し頂き、お子さまの状況、ご家族が考える課題や、目標等をお聞かせください。
 大型遊具や、机上プログラムを実際に体験できます(約 30 分)

②受給者証の手続き

お住まいの市町村の担当窓口にて申請を行い、受給者証の発行を行って頂きます。
 療育手帳がなくても障害が認められる、または想定される場合は、受給者証を取得することが可能です。
 ※受給者証の手続きに必要なもの印鑑、療育手帳または、医師の診断等

③利用申込み・契約

見学、面談などでご納得頂けた場合ご利用契約を行います。
 いよいよ、ご利用開始です。

運動や創作、社会生活体験など、いろいろな体験をしてみましょう!



ご利用案内



要件	受給者証(各市町村)
サービス提供時間	9:15 ~ 17:30 まで 詳しくは施設までご連絡ください。
休業日	日・祝日、年末年始、夏期、職員研修日
費用	児童福祉法に定めるサービス料金の一割負担です。毎月の利用料金負担の上限額が世帯収入等によって定められているため、さらにご負担が少なくなることもございます。なお、3歳以上は無償化対象です。

※写真は保護者の同意を得て使用しています。